

論 文

間接税の所得階級別負担*

齊 藤 由里恵**

(徳山大学経済学部准教授)

上 村 敏 之***

(関西学院大学経済学部教授)

1. はじめに

日本の財政は、少子高齢化による社会保障費の増加、財源不足に対処するための巨額の財政赤字が長年にわたって続いている。財政の喫緊の課題は、財政再建ならびに社会や経済環境に対応するための税制改正であろう。これらの問題の解決策として、消費税の増税の議論が盛んになっている。

消費税については、低所得者層ほど所得に占める税負担が大きくなるという逆進性の問題がたびたび取り上げられる。逆進性に配慮するため、食料品への軽減税率やゼロ税率などの複数税率の採用や、低所得者層への消費税の還付といった政策課題も検討されている。

その一方で、日本の間接税には、消費税以外の個別間接税も併存している。図1には、日本を含むいくつかの先進国の国民所得に占める間接税の負担割合を示している。いずれの国においても、ほとんどの財・サービスに対して課税される消費税、付加価値税、小売売上税とともに、個別間接税も大きなシェアをもっていることがわかる。

日本では、2007年度における国民所得に占める消費課税の割合は、消費税（地方消費税を含む）が3.4%であるのに対し、個別間接税は3.5%となっている（GDPに占める割合は、消費税が2.5%，個別間接税が2.6%）。すなわち、日本の個別間接税は、消費税と同程度の大きさの負担をもつのである。

そのため、家計の間接税負担を考える際には、消費税のみを対象とするのではなく、個別間接税の負担の状況も把握しておく必要がある。家計の間接税負担を計測した研究には、林・橋本（1993）と上村（2006）

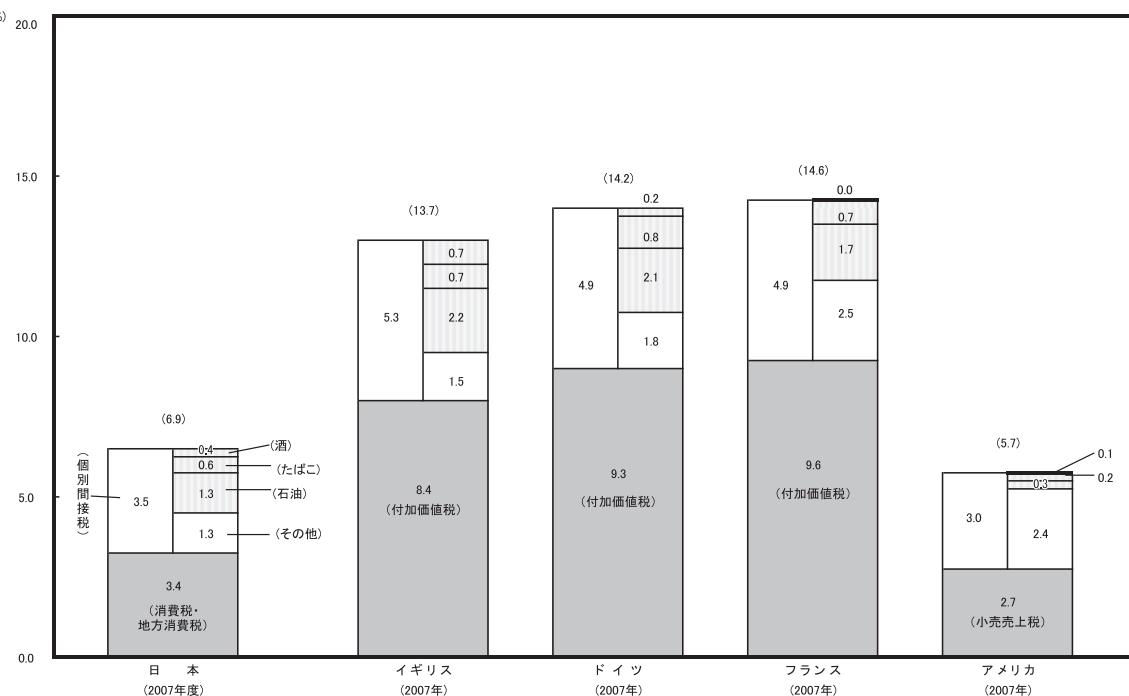
* 本報告は、文部科学省科学研究費補助金（若手研究（B）課題番号 20730219）の成果の一部である。

** 1981年生まれ。2004年東洋大学経済学部卒業、06年同大学大学院経済学研究科博士課程前期修了、09年同後期課程修了、博士（経済学）学位取得。09年徳山大学経済学部講師、10年准教授、現在に至る。著書に『自治体間格差の経済分析』（関西学院大学出版会、単著、2010年）。専攻は財政学、地方財政論。日本財政学会、日本地方財政学会、経済政策学会、国際公共経済学会に所属。

*** 1972年生まれ。94年関西学院大学経済学部卒業、96年同大学大学院経済学研究科博士課程前期修了、99年同後期課程単位取得退学。98-99年日本学術振興会特別研究員。2000年東洋大学経済学部専任講師、03年助教授、07年准教授。08年関西学院大学経済学部准教授、09年教授、現在に至る。これまでに会計検査院特別研究官、参議院企画調整室客員研究員、政府税制調査会専門委員、内閣府経済社会総合研究所客員主任研究員などに就任。00年博士（経済学）学位取得。主な著書に『公的年金と財源の経済学』（日本経済新聞出版社、単著、2009年）などがある。

がある。しかしながら、これらの研究は代表的な家計の間接税負担に注目するものの、所得階級別の負担まで考慮していない。逆進性を考察するには、所得階級別の間接税負担に着目しなければならない。

図1 国民所得に占める間接税の負担割合の国際比較



備考) 財務省資料「国民所得に占める消費課税(国税・地方税)の割合」より引用

そこで本稿では、所得階級別に個別間接税と消費税の負担を計測し、個別間接税を含めた間接税負担の構造を浮き彫りにする。これによって、今後の間接税体系の政策的なあり方について考察したい。

本稿の構成は次のとおりである。第2節では家計が負担する間接税制度の概要を述べる。第3節では、所得階級別の間接税負担を推計する。第4節では、推計された所得階級別の間接税負担の状況を評価する。第5節では、近年に議論されている食料品への軽減税率もしくはゼロ税率といった複数税率の政策課題について検討する。最後の第6節はまとめである。

2. 間接税制度の概要

本節では2010年度の間接税制度の概要について、国税と地方税に分類して説明する。本稿の目的は家計の間接税負担にあるため、家計が負担すると考えられる間接税制度の概要の記述に限定する。

(1) 国税の間接税制度

第一に消費税がある。取引が生じたときに課税がなされ、流通過程における各段階の事業者が納付を行う。納付税額は、課税売上高に対して、税率4%を乗じた金額から、仕入れ時に支払った税額を控除して得られる。仕入れ税額控除を行うために、帳簿と請求書額の保存を必要とする請求書等保存方式が採用されている。なお、地方消費税の納付税額は、消費税の納付税額に地方消費税率25%を乗じることで得られ、国税の消費税の税率4%と合わせた税率は5%となる。

消費税には、中小企業に対する特例措置として、事業者免税点制度と簡易課税制度が設けられている。

事業者免税点制度では、1年間の課税売上高が1,000万円以下の事業者は納税義務が免除となる。一方、簡易課税制度は、1年間の課税売上高が5,000万円以下の事業者が対象となり、売上げにかかる税額に対してみなし仕入率を乗じて仕入税額を計算できる¹⁾。

事業者免税点制度では納付が免除されるために益税が発生している。簡易課税制度についても、みなし仕入率が実際の仕入率よりも高い場合は、その差に相当する部分の税額が益税となる。益税とは、優遇措置がなければ納付されていたはずの税額が、あたかも利益のように事業者の手元に残ってしまうことである。ただし、過去の制度に比べれば、改正が進むことによって益税問題は徐々に縮小している²⁾。また、消費税はすべての財・サービスに課税されているわけではなく、消費税の性格から非課税とされる取引と社会政策的な配慮から非課税とされる取引が非課税取引として指定されている³⁾。

第二に酒税がある。酒税は種類によって税率が異なる。たとえば、1リットルあたりの税率は、ビールは220円、清酒は120円、焼酎は200円、果実酒は80円、ウイスキー類は370円などとなっている。また、発泡酒は麦芽の比率によって税率が異なり、麦芽比率25%以上50%未満で178.125円、25%未満で134.25円である。

第三に国たばこ税がある。たばこ1箱(20本)あたりの税率は106.04円である。さらに、たばこ特別税が同様に課税され、税率は16.40円となっている⁴⁾。

第四にエネルギー関連の間接税がある。揮発油税はガソリン1リットルにつき48.6円の税率、地方揮発油税は5.2円である⁵⁾。自動車重量税は自家用の乗用車重量0.5トンごとに年5,000円となっている。

その他のエネルギー関連の税制として電源開発促進税があり、販売電気1,000キロワット時について400円程度の課税がなされている。

(2) 地方の間接税制度

地方にもたばこ税がある。たばこ1箱(20本)あたりの税率は、道府県たばこ税は21.48円、市町村たばこ税は65.96円となっている。自動車取得税は自動車の取得価額に対して自家用車は5%、軽油引取税は軽油1リットルにつき32.1円が課税される。ゴルフ場利用税は1人1日につき800円、入湯税は1人1日につき150円が標準税率となっている⁶⁾。

3. 所得階級別の間接税負担の推計

本節では、所得階級別の間接税負担の推計方法について解説する。推計には、総務省統計局『家計調査』、『全国消費実態調査』、『国勢調査』、『接続産業連関表』、国税庁『国税庁統計年報書』などのデータを利用する。また、推計期間は2001年度から2007年度の7年間とした。

林・橋本(1993)、村澤・湯田・岩本(2005)、上村(2006)といった既存研究と同様に、間接税実効

¹⁾ 現行のみなし仕入率は、第1種事業(卸売業)90%、第2種事業(小売業)80%、第3種事業(製造業等)70%、第4種事業(その他の事業)60%、第5種事業(サービス業等)50%となっている。

²⁾ 本来、消費税は企業が負担する税ではなく、消費者が負担する税である。ところが、消費税導入の経緯により、中小企業に対する優遇措置が講じられた。本稿では企業は消費者に消費税の負担を転嫁するという原則に立つ。

³⁾ 前者には土地、有価証券、貸付金等の利子、郵便切手、印紙、行政手数料などがあり、後者には医療保険各法の医療、介護保険法にもとづくサービス等、社会福祉事業法にもとづく事業等、助産、埋葬料や火葬料、一定の学校の授業料等、教科書図書、住宅の賃貸といったものがある。

⁴⁾ たばこに関する税は、平成22年度税制改正後の税額を示している。

⁵⁾ 平成19年度以前の名称は地方道路税である。

⁶⁾ その他に地方団体の独自課税による間接税があるが、非常に多岐にわたっており、税収も大きくないために本稿では取り上げない。

税率 τ_{ij} を次の式によって計測する。なお、所得階級の添え字を i 、消費費目の添え字を j とする。

$$\begin{aligned} & \text{所得階級 } i \text{ の家計の消費費目 } j \text{ に対する間接税実効税率 } \tau_{ij} \\ & = (\text{所得階級 } i \text{ の消費費目 } j \text{ に対するマクロの税収 } R_{ij}) \\ & \quad / (\text{所得階級 } i \text{ の消費費目 } j \text{ のマクロの家計消費 } C_{ij}) \times \text{調整係数} \end{aligned} \quad (1)$$

ここで、消費費目とは、『家計調査』の10大消費項目を想定している ($j=1, \dots, 10$)。また、所得階級は『家計調査』の十分位階級を想定している ($i=1, \dots, 10$)。以下では、所得階級別の間接税負担率を計測する手順の概略を述べよう。

間接税実効税率 τ_{ij} は、所得階級 i が負担する消費費目 j のマクロの税収 R_{ij} を、その所得階級 i の消費費目 j のマクロの家計消費 C_{ij} で除算した値を基本とする。しかしながら、『家計調査』などから積み上げて求めた税収が、実際のマクロの税収とは一致しない問題があり、単純に間接税実効税率 τ_{ij} を計測できない。このことは、一方のデータがサンプル調査であることなどの要因が関わっている。そこで、村澤・湯田・岩本 (2005) が提示したように調整係数を考慮する。

また、いくつかの個別間接税は、家計のみならず企業も負担している。それらの個別間接税については、『接続産業連関表』から家計負担割合を抽出することで、家計の負担部分を計測する。

さらに、計測された間接税実効税率 τ_{ij} より、逆進性をみるために間接税負担率 β_{ij} を推計する。以下からは、次のステップに分けて、間接税負担率の推計手順を述べてゆく。

- (ステップ1) 所得階級別のマクロの家計消費の推計
- (ステップ2) 所得階級別マクロの税収の10大消費費目への振り分け
- (ステップ3) 家計負担割合の推計
- (ステップ4) 所得階級別の消費費目別の間接税実効税率 τ_{ij} の調整
- (ステップ5) 所得階級別の消費費目別の間接税負担率 β_{ij} の推計

(1) 所得階級別のマクロの家計消費の推計

ここでは、間接税実効税率 τ_{ij} の分母にあたる所得階級 i の消費費目 j に対するマクロの家計消費 C_{ij} を推計する。総務省統計局『家計調査』「1世帯当たり年間の品目別支出金額（全世帯）」より、十分位別の10大消費費目別の「消費支出」「年間収入」を得ることができる。10大消費費目別消費支出が、間接税実効税率の定義にある個々の消費費目 j に該当する。消費費目別の消費支出の内訳は以下の通りである。

$$\begin{aligned} & \text{所得階級 } i \text{ の「消費支出」} \\ & = \text{「食料」} + \text{「住居」} + \text{「光熱・水道」} + \text{「家具・家事用品」} + \text{「被服及び履物」} \\ & \quad + \text{「保健医療」} + \text{「交通・通信」} + \text{「教育」} + \text{「教養娯楽」} \\ & \quad + \text{「その他の消費支出」} \end{aligned} \quad (2)$$

上記の「消費支出」には、消費税の非課税消費支出も含まれているため、以下の項目を考慮する。

$$\begin{aligned}
 & \text{所得階級 } i \text{ の消費税の非課税消費支出} \\
 & = \text{「家賃地代」(住居)} + \text{「保健医療サービス」(保健医療)} \\
 & \quad + \text{「授業料等」(教育)} \tag{3}
 \end{aligned}$$

以上で得られたデータは暦年そのため、年度データに変換する。たとえば、2001年度の年度データは、2001年の暦年データの4分の3と、2002年の暦年データの4分の1を足し合わせることで得ることができる。この理由は、間接税の税収は暦年ではなく年度をベースにして徴収されているためである。また、月額のため12倍することで年額へと改める。

次に、総務省統計局『国勢調査』「世帯の種類別世帯数及び世帯人員－全国、都道府県」より、「普通世帯」の「世帯数」「総数」を得る。『国勢調査』は5年おきに行われる。データのない4年間は、線形補完することにより、推計期間の2001年から2007年までの各年の世帯数総数が推計される。また、所得階級別世帯数データは集計されていないため、『国勢調査』で得られた世帯総数を10分の1することで、各所得階級の世帯数とする。

以上より、『家計調査』から得られた年度の消費費目別の所得階級別の家計消費データに、『国勢調査』から得られた各所得階級の世帯数総数を乗じることで、消費費目別の所得階級別のマクロの家計消費 C_{ij} が推計できる。これが間接税実効税率 τ_{ij} の分母になる。

(2) 所得階級別のマクロの税収の10大消費費目への振り分け

ここでは間接税実効税率 τ_{ij} の分子に相当する所得階級別の消費費目別のマクロの税収 R_{ij} のデータを推計する。国税は、国税庁『国税庁統計年報書』「租税及び印紙収入決算額」より、一般会計および特別会計の税収データを利用する。地方税は、総務省編『地方財政白書』から、道府県民税および市町村民税の税収データを利用する。

本稿では、所得階級別の消費費目別の間接税負担を測定するために、所得階級別のマクロの税収データを消費費目に振り分ける作業が必要となる。そのため、ある間接税制度の税収を、それぞれの消費費目に按分する。ほとんどの財・サービスに対して課税されている消費税については、『家計調査』から非課税消費支出を控除した所得階級別の消費費目を用いた消費シェアによって消費費目に割り当てる。所得階級別の消費シェアは、各分位の各消費費目の家計消費データを全体の各消費費目の家計消費データで除算することで求められる。

表1には、それぞれの間接税の税収を10大消費費目に振り分ける方法について一覧している。

表1 間接税の種類と税収の10大消費費目への振り分け方法

国税(一般会計)		10大費目への振り分け
	消費税および地方消費税	『家計調査』より非課税消費を控除した所得階級別家計の消費シェアにより10大費目に按分
	酒税	「食料」
	たばこ税	「その他の消費支出」
	揮発油税	『接続産業連関表』により家計負担分を抽出し、「交通・通信」
国税(特別会計)		
	地方道路税	『接続産業連関表』により家計負担分を抽出し、「交通・通信」
	電源開発促進税	『接続産業連関表』により家計負担分を抽出し、「光熱・水道」
	揮発油税	『接続産業連関表』により家計負担分を抽出し、「交通・通信」
	たばこ特別税	「その他の消費支出」
都道府県民税		
	道府県たばこ税(道府県たばこ消費税)	「その他の消費支出」
	ゴルフ場利用税(娯楽施設利用税)	「教養・娯楽」
	特別地方消費税(料理飲食等消費税、遊興飲食税)	「食料」
	自動車取得税	『接続産業連関表』により家計負担分を抽出し、「交通・通信」
	軽油引取税	『接続産業連関表』により家計負担分を抽出し、「交通・通信」
市町村民税		
	市町村たばこ税(市町村たばこ消費税)	「その他の消費支出」
	入湯税(目的税)	「教養・娯楽」

(3) 家計負担割合の推計

揮発油税、地方道路税、軽油引取税、電源開発促進税、自動車取得税については、家計負担だけでなく企業負担も考えられる。そのため、総務省統計局『接続産業連関表』により、間接税の家計負担割合を測定することで、家計負担となる税収を抽出する。

『接続産業連関表』は5年ごとに報告されている。データのない4年間は、線形補完することより推計する。2006年以降のデータは存在しないため、2005年の家計負担割合と同じとする。

「生産者価格」「名目値」「取引額」のデータより、家計負担割合を次式で定義する。

$$\text{家計負担割合} = \frac{\text{「家計消費支出」}}{\text{「国内需要合計」} - \text{「在庫純増」}} \quad (4)$$

ここで「在庫純増」は下記の式によって得られる。

$$\begin{aligned} \text{「在庫純増」} &= \text{「生産者製品在庫純増」} + \text{「半製品・仕掛品在庫純増」} \\ &\quad + \text{「流通在庫純増」} + \text{「原材料在庫純増」} \end{aligned} \quad (5)$$

また、自動車取得税は、『接続産業連関表』の「乗用車」と「トラック・バス・その他の自動車」という2つの項目を考慮するため、下記の式によって家計負担割合を得ている。

自動車取得税の家計負担割合

$$\begin{aligned}
 &= \{ \text{「乗用車」の「家計消費支出」} \times 5\% / (1.0 + 5\%) \\
 &\quad + \text{「トラック・バス・その他の自動車」の「家計消費支出」} \times 3\% / (1.0 + 3\%) \} \\
 &/ \{ (\text{「乗用車」の「国内需要合計」} - \text{「乗用車」の「在庫純増」}) \times 5\% / (1.0 + 5\%) + (\text{「トラック・バス・その他の自動車」の「国内需要合計」} \\
 &\quad - \text{「トラック・バス・その他の自動車」の「在庫純増」}) \times 3\% / (1.0 + 3\%) \} \quad (6)
 \end{aligned}$$

ここでは、自家用車の自動車取得税の表面税率5%，営業用および軽自動車の自動車取得税の表面税率3%を利用している。

(4) 所得階級別の消費費目別の間接税実効税率 τ_{ij} の調整

これまでの作業により、2001年度から2007年度にわたって、所得階級別の消費費目別に間接税の税収を振り分けた。(1)の作業によって得られた所得階級別の消費費目別のマクロの消費 C_{ij} を分母にして、(2)から(3)の作業により得られた所得階級別の消費費目別の間接税収 R_{ij} を分子にすれば、調整前の間接税実効税率が得られる。

間接税実効税率の分母のマクロの消費は、総務省『家計調査』をベースに推計されているが、『家計調査』の消費データはマクロの消費データに比べて過小であることが知られている⁷⁾。そこで、次式のように、調整係数を計算し、調整前の間接税実効税率に乗じることで、マクロの消費に合わせる。調整係数の測定に関しては、村澤・湯田・岩本(2005)を参照した。

$$\text{調整係数} = \text{表面税率から得られた消費税実効税率} / \text{推計された消費税実効税率} \quad (7)$$

上式の「表面税率から得られた消費税実効税率」は、国税の消費税率が4%で地方消費税の税率が1%の場合、合計した表面税率5%を用いて4.762%($= 5\% / (1.0 + 5\%)$)となる。また、「推計された消費税実効税率」とは、(1)から(3)までの作業によって得られた消費税以外の間接税を除外して推計された消費税のみの実効税率(=所得階級*i*の消費費目*j*に対するマクロの消費税収/所得階級*i*の消費費目*j*のマクロの非課税項目を除外した家計消費)である。

調整係数が1の場合、『家計消費』の消費データはマクロの消費データと一致する。しかし、実際の調整係数は1にはならず、0.5程度の数値となる⁸⁾。消費税に注目することで得られた調整係数であるが、『家計調査』の消費データとマクロの消費データの乖離は、すべての間接税に影響を与えていたと考えられる。そのため、調整係数を(1)式に適用し、所得階級別の消費費目別の間接税実効税率 τ_{ij} を推計する。なお、消費税に関して言えば、調整後の消費税のみの間接税実効税率は、「表面税率から得られた消費税実効税率」に等しくなる。

⁷⁾ 岩本・尾崎・前川(1995,1996)を参照。たとえば、帰属家賃などの問題がある。

⁸⁾ 上村(2006)の推計でも、2000年度以降の調整係数は0.5程度となっている。

(5) 所得階級別の消費費目別の間接税負担率 β_{ij} の推計

所得階級別の間接税負担について、逆進性が発生しているかどうかを検討するには、所得と税負担の関係を調べなければならない。これまでの作業によって、所得階級別の消費項目別の間接税実効税率 τ_{ij} (調整済み) を計測できた。これを利用することで、下記のように所得階級別の消費費目別の間接税負担率 β_{ij} を求めることができる。

所得階級別の消費費目別の間接税負担率 β_{ij}

$$= \text{所得階級別の消費費目別の間接税実効税率 } \tau_{ij} \times \text{所得階級別の『家計調査』の消費データ} / \text{所得階級別の『家計調査』の年間収入 } Y_i \quad (8)$$

なお、消費費目を集計した所得階級別の間接税負担率 γ_i は、下記の式によって得られることになる。

所得階級別の間接税負担率 γ_i

$$= \sum_i (\text{所得階級別の消費費目別の間接税実効税率 } \tau_{ij} \times \text{所得階級別の『家計調査』の消費データ}) / \text{所得階級別の『家計調査』の年間収入 } Y_i \quad (9)$$

4. 所得階級別の間接税負担の状況

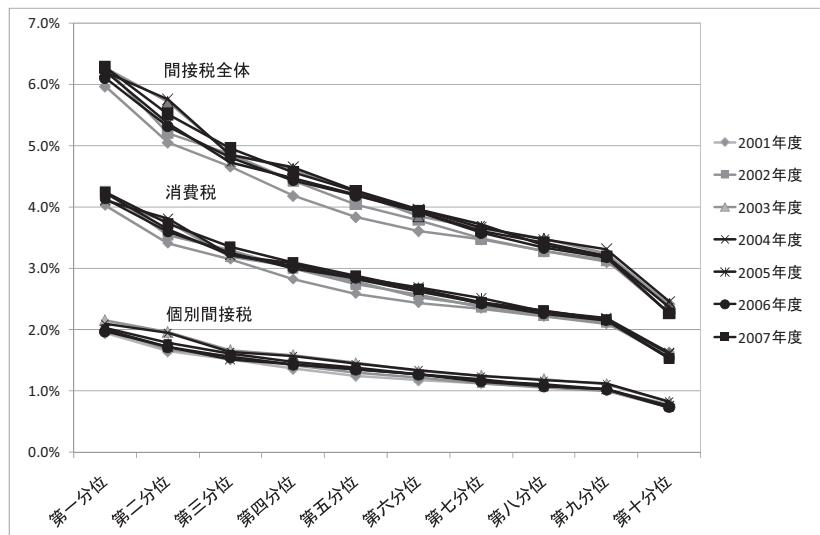
前節まで求められた所得階級別の間接税負担率 γ_i を図示したのが図2である。推計期間内では大きな税制改正を行っていないため、年度による差異は特に見られない。図2においては、間接税全体、消費税、個別間接税について、所得階級別の間接税負担率が示されている。

全体的な傾向として、低所得階級は間接税負担率が相対的に高い。間接税全体の間接税負担率は、第一分位は第十分位のそれに比べて3倍程度の大きさである。したがって、個別間接税を含めた間接税全体でも逆進性が認められることになる。

消費税と個別間接税の間接税負担率に注目すれば、消費税の方が個別間接税よりも間接税負担率が高い。消費税と個別間接税の国民所得に占める割合はほぼ同じであるが、個別間接税は家計負担割合を考慮しているために、企業負担部分だけ家計の間接税負担率が低くなっている。

また、個別間接税よりも消費税の方が、間接税負担率の折れ線グラフは、第一分位から第十分位にかけて急に下がる。このことは、個別間接税よりも消費税に逆進性の比重が大きいことを示している。

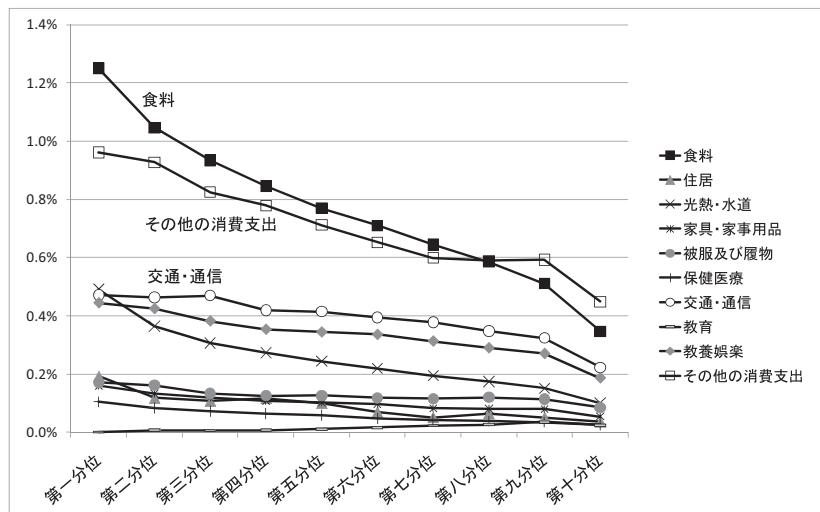
図2 所得階級別の間接税負担率



年度間に大きな差が見られないことから、以下からは2007年度のデータをもとに検討をしていこう。続いて図3には、所得階級別の消費費目別の消費税についての間接税負担率を示している。

消費費目別に間接税負担率をみるとことで、どの消費費目にかかる消費税が逆進性をもっているかを知ることができる。図3によれば、「食料」「その他の消費支出」に対する消費税の間接税負担率の折れ線グラフが、第一分位から急に降下しており、逆進性が相対的に高いことがわかる⁹⁾。

図3 所得階級別・消費費目別の消費税負担率（2007年度）



「その他の消費」については、種々雑多な消費が混在しているために評価が困難である。一方、「食料」の消費税が大きな逆進性をもつことについては、低所得者層に対して何らかの負担軽減策を検討される理由になるだろう。

⁹⁾ なお、2007年度の『家計調査』における十分位階級の「年間収入」は以下の通りである。第一分位：131.25万円、第二分位：228.75万円、第三分位：301万円、第四分位：362.75万円、第五分位：426万円、第六分位：499.75万円、第七分位：589.75万円、第八分位：705.5万円、第九分位：874.25万円、第十分位：1397.65万円。

図4 所得階級別・消費費目別の個別間接税負担率（2007年度）

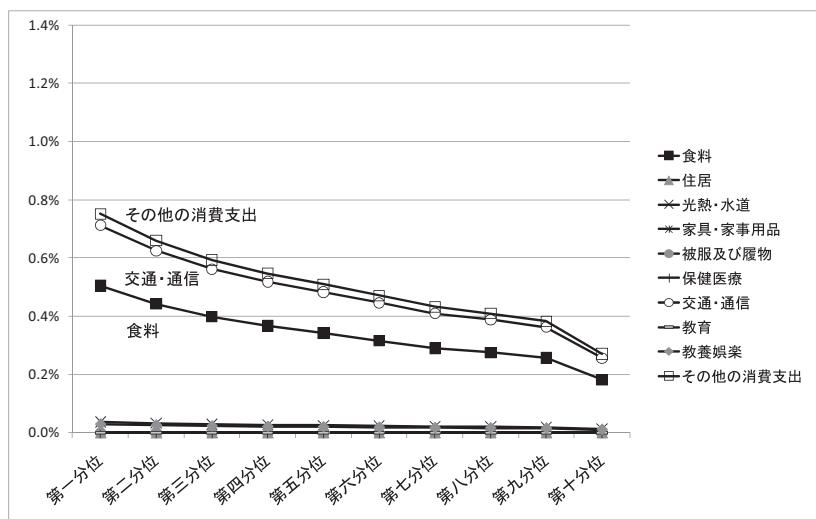


図4は、消費費目別の個別間接税の負担率である。図3と比較するために、図4の縦軸の単位をそろえている。消費税と同様に、ほとんどの消費費目において逆進性が見られる。ただし、図3の消費税負担率の方が、図4の個別間接税の負担率よりも大きいことがわかる。

「交通・通信」については、消費税よりも個別間接税の負担割合が高い。これは、揮発油税などの個別間接税の負担である。また、「食料」の個別間接税の負担率が、他の消費費目に比べて高いが、酒税の負担が影響している。「その他消費支出」については、たばこ関連の税負担が負担率を押し上げている。

5. 消費税率引き上げが間接税負担率にもたらす影響

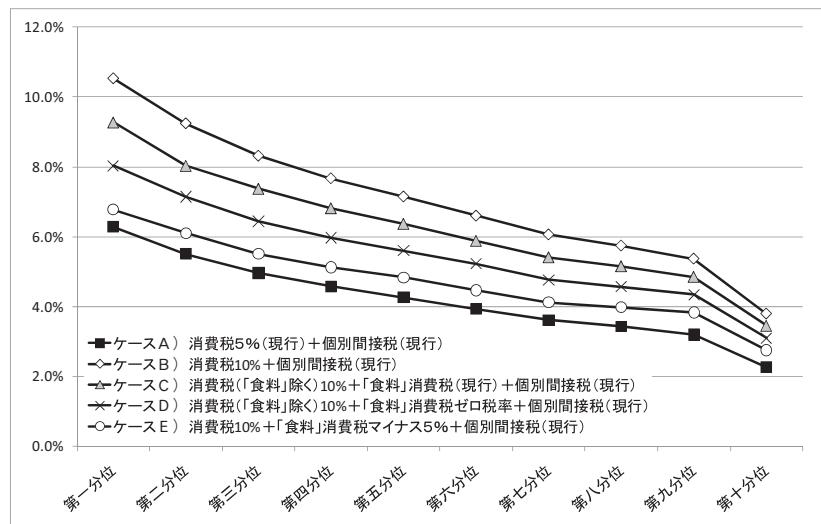
以上までが、日本における所得階級別の間接税負担率の状況であった。消費税については、社会保障財源の確保もしくは財政再建のため、税率の引き上げが長年検討されている。そこで、本稿の枠組みを用いて、消費税の税率引き上げが、家計の間接税負担率にもたらす影響について考察しよう。

図5では、現行（2007年度）の所得階級別の間接税負担率を基準として、いくつかの消費税に関する政策パターンについて試算を行った。図5には、以下のケースAからケースEまでの5パターンの間接税負担率が示されている。ケースAが現行（2007年度）であり、ケースBからケースEが、消費税率を10%に引き上げる場合の所得階級別の間接税負担率である。消費税の増税においては、逆進性の問題が指摘されることから、「食料」の軽減税率やゼロ税率、さらには部分的な還付のパターンを想定した。

- ケースA) 消費税 5%（現行）+個別間接税（現行）
- ケースB) 消費税 10%+個別間接税（現行）
- ケースC) 消費税（「食料」除く）10%+「食料」消費税（現行）+個別間接税（現行）
- ケースD) 消費税（「食料」除く）10%+「食料」消費税ゼロ税率+個別間接税（現行）
- ケースE) 消費税 10%+「食料」消費税マイナス5%+個別間接税（現行）¹⁰⁾

¹⁰⁾ ケースEは、「食料」に対する消費税率の負担の5%部分を家計に還付するケースで、カナダの売上税の還付制度を想定しているが、カナダの売上税とは異なり還付に所得制限を設けていない。

図5 消費税率の引き上げの場合の所得階級別の間接税負担率

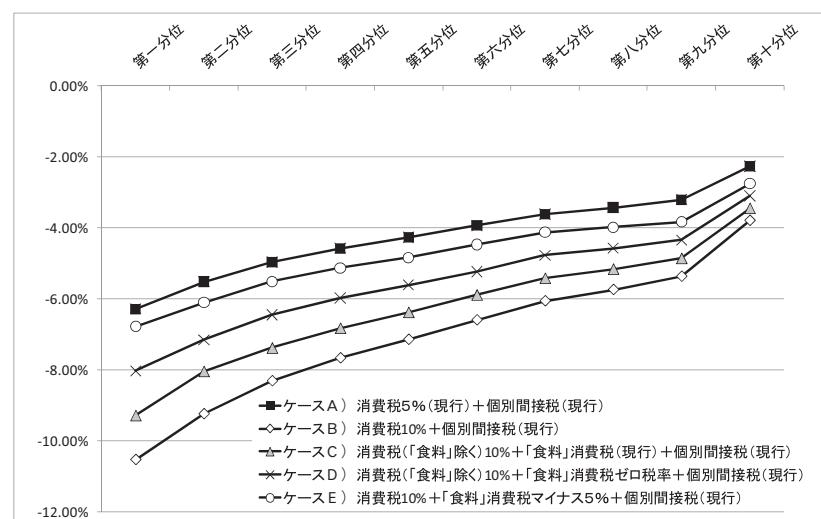


当然ながら、増税が大きいほど逆進性の程度は深刻になる。特に、ケースB、ケースC、ケースDにおいては、第一分位から他の分位にかけた折れ線グラフの降下の程度が、他のケースと比較して急である。

また、「食料」への消費については、逆進性の緩和のために、軽減税率やゼロ税率を適用すべきという議論がある。そこでケースCは、「食料」への軽減税率を考え、5%に消費税率を据え置く場合を考える。さらにケースDは、「食料」のゼロ税率を想定している。しかしながら、ケースDの間接税負担率から見られるように、「食料」に対してゼロ税率を適用したとしても、逆進性はそれほど緩和できない。

そこで、さらなる逆進性緩和の一案として、「食料」の消費税率5%をマイナスとするケースEでは、「食料」に対する消費税率の負担の5%部分を家計に還付するケースを推計した。他のケースと比較すると、第一分位から他の分位への折れ線グラフの降下の程度は緩やかであり、逆進性は、やや緩和していることが分かる。しかしながら、ケースAの現行（2007年度）と比較すると、どの階級にとっても負担は高まることが見られた。

図6 所得階級別の再分配係数



以上の政策パターンを評価するために、図6では所得階級別の再分配係数を示した。再分配係数は以下の式で求めた。ここで間接税負担額は、「年間収入」と同じく単位を年間に合わせている。

再分配係数 (%)

$$= 100 \times \{ ('年間収入' - '間接税負担額') - '年間収入' \} / '平均収入' \quad (10)$$

図6にあるように、間接税制の再分配係数はマイナスである。また、再分配係数は第一分位から第十分位にかけて上昇し、低所得階級ほど逆進性の高い再分配を受けている。

現行のケースAに比べて、消費税率を10%に引き上げる他のすべてのケースは、再分配係数がよりマイナスに向かうことがわかる。ケースCやケースDのように、「食料」への軽減税率やゼロ税率を実施したり、ケースEのように「食料」への消費税率5%部分を還付したとしても、現行のケースAの再分配係数を改善させることはできない。すなわち、消費税率の引き上げは、逆進性を軽減する政策を採用したとしても、どの所得階級にもマイナスの再分配を与えてしまうことが分かる。

さらに、間接税制全体の評価を行うため、各ケースにおけるジニ係数の改善度を計算した。ジニ係数の改善度は、以下の式である。

ジニ係数の改善度 (%)

$$= 100 \times \{ '年間収入' のジニ係数 - ('年間収入' - '間接税負担額) のジニ係数 \} / ('年間収入' - '間接税負担額) のジニ係数 \quad (11)$$

表2 所得階級別のジニ係数改善度

政策パターン	改善度
ケースA) 消費税5%(現行) + 個別間接税(現行)	-1.54%
ケースB) 消費税10% + 個別間接税(現行)	-2.62%
ケースC) 消費税('食料'除く)10% + '食料'消費税(現行) + 個別間接税(現行)	-2.24%
ケースD) 消費税('食料'除く)10% + '食料'消費税ゼロ税率 + 個別間接税(現行)	-1.91%
ケースE) 消費税10% + '食料'消費税マイナス5% + 個別間接税(現行)	-1.56%

ここでも、ジニ係数の改善度がマイナスの値をとるのは、間接税制が逆進性を持つためである。表2より、もっとも逆進的なのは、消費税率を10%に引き上げるケースBである。この逆進性を緩和するために、ケースCやケースDのように「食料」への軽減税率やゼロ税率を考察しているが、ジニ係数の改善度のマイナスを、大幅に変えることはできていない。

さらに、ケースEのような還付を行ったとしても、現行のケースAの改善度よりも逆進性が高くなつて

いる。以上のこととは、軽減税率やゼロ税率、さらには還付が、低所得者層だけでなく、高所得者層にも恩恵を与えるからである。したがって、消費税率の引き上げによる逆進性の緩和を目指すならば、あらゆる所得階級に等しく適用されてしまう軽減税率やゼロ税率、または還付といった政策を採るのではなく、低所得者にターゲットを絞った政策が必要となるだろう。

6. まとめ

本稿では、所得階級別に個別間接税と消費税の負担を計測することで、個別間接税を含めた間接税負担の構造をみてきた。

分析結果は、以下にまとめられる。第一に、低所得階級は間接税負担率が相対的に高く、第一分位と第十分位を比較すると、間接税全体の間接税負担率は、第一分位は第十分位の3倍程度の大きさがあった。このことから、個別間接税を含めた間接税全体でも逆進性が認められることがわかった。

第二に、個別間接税よりも消費税に逆進性の比重が大きいことがわかった。特に「食料」に対する消費税の間接税負担率は、第一分位が極めて高く、逆進性が相対的に高いことを示した。そのため、「食料」の消費税が大きな逆進性をもつことについては、低所得者層に対して何らかの負担軽減策を検討される必要があるかもしれない。

第三に、個別間接税の負担を見ると、「交通・通信」については、消費税よりも個別間接税の負担割合が高いことが分かった。これは、揮発油税などの個別間接税の負担が要因である。

最後に、消費税の増税が、家計の間接税負担率にもたらす影響について考察した。いくつかの政策パターンを推計すると、増税が大きいほど逆進性は高まる。また、再分配係数から、消費税率の引き上げは、逆進性を緩和させる政策を採用したとしても、どの所得階級にもマイナスの再分配を与えてしまう。それは、逆進性を軽減させるための、軽減税率やゼロ税率、さらには還付といった政策が、低所得者層だけでなく、高所得者層にも恩恵を与えるからである。

消費税の増税にともなう逆進性を軽減するには、あらゆる所得階級に等しく適用されてしまう軽減税率や還付といった政策を採用するのではなく、低所得者層にターゲットを絞った政策が必要である。低所得者層に対してどのような政策を探るのがより有効なのか、また、どこまでを低所得者層とするなどについては、今後の研究課題としている。

参考文献

- 岩本康志・尾崎哲・前川裕貴（1995）「『家計調査』と『国民経済計算』における家計貯蓄率動向の乖離について（1）：概念の相違と標本の偏りの問題の検討」『フィナンシャル・レビュー』35号, pp.51 – 82, 大蔵省財政金融研究所。
- 岩本康志・尾崎哲・前川裕貴（1996）「『家計調査』と『国民経済計算』における家計貯蓄率動向の乖離について（2）：ミクロデータとマクロデータの整合性」『フィナンシャル・レビュー』37号, pp.82 – 112, 大蔵省財政金融研究所。
- 上村敏之（2006）「家計の間接税負担と消費税の今後：物品税時代から消費税時代の実効税率の推移」『会計検査研究』第33号, pp.11 – 29, 会計検査院。
- 林宏昭・橋本恭之（1993）「消費項目別の間接税実効税率の推計：1953年から1990年までの推移」『四日市大学論集』第5巻第2号, pp.1 – 10。
- 村澤知宏・湯田道生・岩本康志（2005）「消費税の軽減税率適用による効率と公平のトレードオフ」『経済分析』第176号, pp.19 – 41, 内閣府経済社会総合研究所。